

「保証マンスリー」は、東京信用保証協会がお届けする保証情報誌です

# 保証マンスリー

# 3

2020  
VOL.41  
No.3

March

## ▶ 今月のお知らせ

特定社債保証制度【略称：私募債】のご案内

## ▶ 事業実績

## ▶ インフォメーション

民法（債権関係）改正に伴う附帯契約書提出のお願い



# 特定社債保証制度(略称:「私募債」)のご案内

今号は中小企業の資金調達の多様化を図り、資本市場から資金調達を円滑に進めることを目的とした「特定社債保証制度(略称:私募債)」をご紹介します。直接金融に向けての第一歩として、これまで多くの中小企業の皆さまにご利用いただいています。



保証制度

## 1 制度の特長

- ▶ **連帯保証人が不要です。**  
当協会の保証部分について、第三者保証人はもちろん、代表者の連帯保証も不要です。
- ▶ **長期の安定した資金調達が図れます。**  
期間は2年以上7年以内で返済方法は満期一括償還または定時(6か月毎の分割)償還があり、長期の安定した資金を計画的に調達できます。
- ▶ **発行した企業のステータス向上が図れます。**  
社債の発行は適債基準をクリアした企業に限られるため、「優良・成長企業」としての評価が期待できます。
- ▶ **一般保証に比べて低い信用保証料率が適用されます。**  
一般保証(無担保)の「責任共有保証料率」が0.45%~1.90%であるのに対し、特定社債保証(無担保)の場合は、0.40%~1.28%と低く設定されています。
- ▶ **発行手続きが容易です。**  
大企業等が「公募社債」を発行する場合に必要なディスクロージャー手続き(有価証券届出書の提出等)や外部機関による格付け取得等が不要です。

## 2 取扱金融機関について

特定社債保証制度の取扱いは、**当協会に特定社債保証にかかる取扱依頼書等を提出している金融機関※に限られます**のでご注意ください。

※ 取扱依頼書等は金融機関毎に提出していただくものであり、営業店ごとに提出していただく必要はありません。なお、取扱依頼書提出にかかるご相談は、企画部企画課(03-3272-3006)にて承ります。

## 3 特定社債保証制度の概要

保証対象	中小企業信用保険法に定める中小企業者で「会社」に限ります。									
保証形態	取扱金融機関との共同保証形式									
発行額	一回の最低発行額3,000万円 発行最高限度額5億6,000万円(保証金額4億4,800万円)									
資金用途	運転資金または設備資金									
保証期間	2年以上7年以内									
返済方法	満期一括償還または6か月毎の定時償還									
担保	原則として発行額2億5,000万円(保証金額2億円)を超える場合には、当協会にて担保設定をさせていただきます。									
保証人	不要									
保証料率	(年率%)									
		料率区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	

## 4 適債基準について

お申込みいただくには、①の純資産の額は充足していることが必須で、②、③のストック要件のうちの何れかが並びに④、⑤のフロー要件の何れかが充足している必要があります。

項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件
① 純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 (1つ以上充足)
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 (1つ以上充足)
⑤ インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	

②自己資本比率=純資産の額÷(純資産の額+負債の額)×100 ③純資産倍率=純資産の額÷資本金

④使用総資本事業利益率=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷純資産の額×100

⑤インタレスト・カバレッジ・レーシオ=(営業利益+受取利息+受取配当金)÷(支払利息+割引料)

## 5 ご利用に関するQ&A

**Q.1** | 通常の制度と同様、事前相談は必要ですか？

**A.1** | 適債基準を充足していることの確認のためにも、事前相談をお願いしております。普段ご利用されている当協会所定の「事前相談照会票」をご利用のうえ、お問い合わせください。

**Q.2** | 申込書類は、通常の申込書式を利用できますか？

**A.2** | 私募債専用の申込書式がございます。専用の申込書類でお申し込みください。

**Q.3** | 同一決算期において既に証書貸付の保証を得ていますが申込書類以外に添付が必要な資料はありますか？

**A.3** | ①直近3期分の確定申告決算書、②商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、③法人の印鑑証明書、④個人情報の取扱いに関する同意書、⑤納税証明書(法人税その1)の5点は、お申込みの都度必要となります。なお、①や⑤は、期中に修正申告や更生などにより、適債基準に満たさなくなっている可能性があるため、確認をさせていただきます。

**Q.4** | 私募債の申込書類には、「信用保証依頼書」がありませんが、それに代わる書類はありますか？

**A.4** | 特定社債保証は直接金融であるため、「信用保証依頼書」がありません。共同保証人である金融機関の所見として「特定社債保証」申込企業に係る共同保証人参考意見」のご提出をお願いいたします。書式は、当協会ホームページの約定金融機関専用ページからダウンロードできます。

**Q.5** | 申込して内定した際は、保証期間や期間、償還方法、保証料率等はどのように通知されますか？

**A.5** | 「内定通知」という書面にて金融機関宛にファックスにて通知いたします。金融機関内部での稟議や申込企業への起債条件の確認、共同保証契約書作成の挙証資料としてご利用いただけます。

**Q.6** | 共同保証契約書の調印の手順とかかる時間について教えてください。

**A.6** | 保証委託ならびに共同保証契約書に発行体(申込企業)・共同保証人(申込金融機関及び保証協会)が押印し、契約を締結します。申込企業と申込金融機関が押印した3通をご持参いただき最後に保証協会が押印及び契約日を記入の上、通常は翌営業日に信用保証書と一緒に返却(2通)します。

## 6 保証委託ならびに共同保証契約書について

特定社債保証制度(略称:私募債)をお申込され、内定した後に、「保証委託ならびに共同保証契約書」が必要となります。記入には下記①～⑫をご参照ください。

① (総額引受・定時償還・保証料一括型)

**株式会社△△銀行・東京信用保証協会共同保証付  
無担保社債  
保証委託ならびに共同保証契約書**

**主要項目の表示**

(1) 発行体名	② 東京太郎株式会社 (以下甲という)	
(2) 社債発行決定日	令和〇年〇月〇日	③
(3) 社債の名称	〔東京太郎株式会社 (株式会社△△銀行・東京信用保証協会共同保証付、分割譲渡制限特約付)〕	④ 閉〇回無担保社債
(4) 社債の総額	金〇億〇千円	
(5) 各社債の金額(※)	〇〇〇円の1種	⑤
(6) 利率	年〇.〇〇%	
(7) 払込期日(発行日)	令和〇年〇月〇日	⑥
(8) 利息支払期日	毎年〇月〇日および〇月〇日	
(9) 最終償還期日	令和〇年〇月〇日	⑧
(10) 初回定時償還期日	令和〇年〇月〇日	
(11) 定時償還期日	初回定時償還期日以降の毎年〇月〇日および〇月〇日	
(12) 定時償還額	各社債の金額あたり金〇〇〇円	
(13) 共同保証人 (以下「保証人」という。)	株式会社△△銀行(以下乙という):保証割合 100% 東京信用保証協会(以下丙という):保証割合 80%	
(14) 財務代理人(発行代理人 および支払代理人の地位を 含む)およびその連絡先	株式会社△△銀行本店	
(15) 保証債務履行事務代理人	株式会社△△銀行	
(16) 総額引受人	株式会社△△銀行	
(17) 振替機関	株式会社証券保管振替機構	
(18) 社債権者集会開催地	〇〇県	

(※) 1,000万円の1種。ただし社債の総額が5億円以上の場合のみ2,000万円の1種と記入

**手数料に関する表示**

(1) 乙の保証料	利率 〇.〇〇%	
	計算方法 1年を365日とする日割計算	
(2) 丙の保証料	利率 ⑨ 〇.〇〇%	
	計算方法 信用保証協会所定の計算方法による	

(保証協会用)

本契約の証として、契約書原本3通を作成し、甲、乙および丙の各代表者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

⑩ 令和 年 月 日

発行 体 (甲)	東京都××区▼▼〇丁目〇番〇号 東京太郎株式会社 代表取締役 × × × ×	(実印) 
共同 保 証 人 (乙)	東京都△△区▲▲〇丁目〇番〇号 株式会社△△銀行 頭取 △ △ △ △	(頭取印) 
信用 保 証 協 会 (丙)	東京都中央区八重洲2丁目6番17号 東京信用保証協会 理事長 安藤立美	(副印) 

発行 体	本契約は法律上必要な手続きおよび当社の社内規定上必要な手続きを経て ことを確認する。 令和〇年〇月〇日 東京都××区▼▼〇丁目〇番〇号 東京太郎株式会社 代表取締役 × × × ×	(実印) 
---------	---	----------

【裏面】 保証委託ならびに共同保証契約書  
(省略)  
第1条 保証の委託  
⑫ (1) 甲は、乙に対し、別に差し入れた銀行取引約定書の各条項を承認のうえ、～以下省略～

### ・ 定時償還は半年毎になります。

- ① 契約書用紙は償還方法(定時・一括)と金融機関の保証料徴収方法(分割・一括)により4種類あります。
- ② 発行する企業名を正確にご記載ください。法人格は略称表記(株)〇〇等)せず、正式名称でご記載ください。
- ③ 契約書に記載される日付のうち、最も古い日付になります。

日付は古い順に、1.社債発行決定日③→2.発行体における契約手続き確認日(契約書右下)⑪→3.契約日(契約書右上)⑩→4.発行日⑥となります。

- ④ 回号は内定通知書通りかどうかご確認ください。
- ⑤ 「1千万円の1種」とご記入ください。 ※ただし社債の総額が5億円以上の場合のみ、2000万円の一種とご記入
- ⑥ 保証日(契約日)から払込期日(発行日)の間は、30日以内であることが必要です。
- ⑦ 内定通知書通りの条件をご記入ください。  
定時償還額については、各社債の償還金額となりますので、  
内定通知書記載の償還金額÷社債数  
をご記入ください。

(例) 定時の償還額500万円 社債数 5  
→各社債の金額あたり100万円

- ⑧ 原則は払込期日の応当日です。応当日から遡及して1か月未満の範囲内で設定可能です。
- ⑨ 内定通知書に記載された「共同保証契約書上の保証料率」をご記入ください。
- ⑩ 保証日が契約日となり協会で記入しますので、空欄でご提出ください。
- ⑪ 社債発行決定日以降の日付になっているかご確認ください。
- ⑫ 「銀行取引」と記入されているかどうかご確認ください。ただし、商工中金は「一」、信用金庫は「信用金庫取引」とご記入ください。

〈業務概況〉

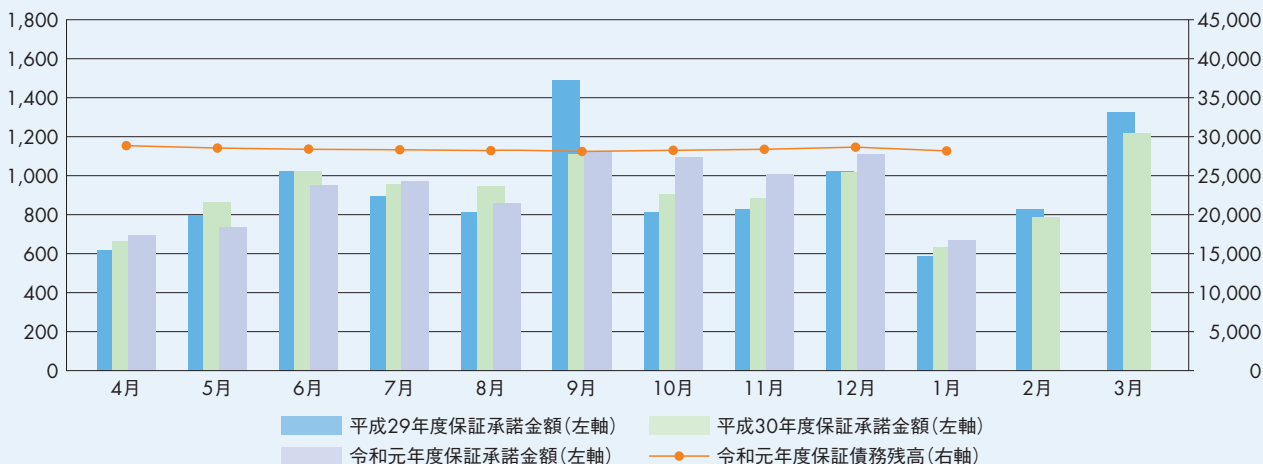
当月中

当年度累計 (金額単位:百万円)

	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	5,957	81,609	111.8	106.4	75,649	1,067,941	107.2	103.1
保証承諾	5,159	66,752	113.9	105.9	69,813	921,534	108.0	102.7
保証債務残高	329,361	2,840,804	95.7	96.9	—	—	—	—
代位弁済	438	4,463	128.4	130.5	4,219	41,442	107.1	105.5
回収	—	766	—	98.1	—	8,809	—	87.2

〈月別保証承諾金額・債務残高〉

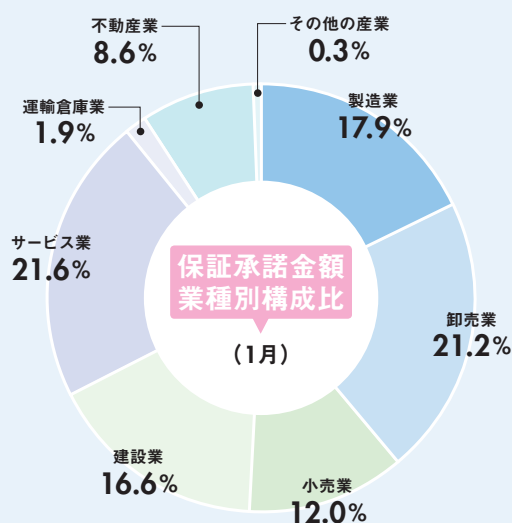
(単位:億円)



〈業種別保証承諾状況〉

(金額単位:百万円)

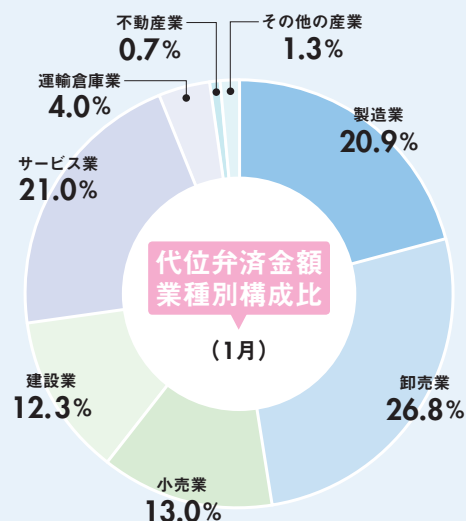
	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	908	11,937	119.6	109.8	11,844	170,026	109.5	102.4
卸売業	865	14,184	106.9	97.2	12,056	202,081	106.2	100.2
小売業	781	8,013	119.8	118.8	10,890	106,560	108.6	103.9
建設業	841	11,054	117.8	118.4	12,261	153,053	107.4	104.0
サービス業	1,215	14,417	109.8	102.1	15,663	188,058	107.7	104.7
運輸倉庫業	113	1,251	122.8	84.9	1,575	22,460	108.1	95.7
不動産業	423	5,725	111.3	101.3	5,293	77,046	109.8	104.0
その他の産業	13	172	81.3	65.3	231	2,251	107.9	91.8
合計	5,159	66,752	113.9	105.9	69,813	921,534	108.0	102.7



〈業種別代位弁済状況〉

(金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	66	933	113.8	198.4	623	7,805	86.6	96.5
卸売業	100	1,198	120.5	114.7	1,108	13,004	111.7	103.1
小売業	79	579	125.4	86.3	830	6,458	117.1	125.4
建設業	54	548	103.8	115.6	517	5,070	93.8	110.3
サービス業	113	937	152.7	142.3	949	7,388	117.3	106.2
運輸倉庫業	15	181	500.0	286.3	69	626	138.0	78.1
不動産業	9	30	112.5	78.6	116	1,017	114.9	96.6
その他の産業	2	57	0.0	0.0	7	75	77.8	219.2
合計	438	4,463	128.4	130.5	4,219	41,442	107.1	105.5



〈金融機関業態別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
都市銀行	854	19,797	96.8	92.4	10,416	251,150	88.6	85.4
地方銀行	337	6,215	135.3	139.7	3,975	72,981	116.5	111.4
第二地方銀行	181	2,997	142.5	160.7	2,428	42,745	111.2	113.9
信用金庫	3,458	33,874	115.0	105.6	48,724	509,105	111.6	110.7
信用組合	306	3,487	126.4	127.1	4,047	41,218	119.8	119.0
その他	23	383	109.5	79.6	223	4,335	81.1	79.2
合計	5,159	66,752	113.9	105.9	69,813	921,534	108.0	102.7

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	127	1,911	133.7	156.2	1,171	15,380	102.8	99.0
	31	225	281.8	165.0	308	3,830	119.8	129.4
	19	169	90.5	64.1	165	2,045	101.2	106.5
	240	2,035	120.0	125.0	2,323	18,282	108.4	107.7
	15	58	150.0	49.5	228	1,615	117.5	115.6
	6	66	150.0	126.7	24	290	54.5	58.1
	438	4,463	128.4	130.5	4,219	41,442	107.1	105.5

〈地区別状況〉 【保証承諾】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
千代田区	249	5,285	110.7	110.5	3,532	67,540	108.6	101.1
中央区	231	4,082	100.4	89.7	3,178	58,355	93.6	87.7
港区	313	5,409	112.6	104.5	3,640	70,647	103.6	96.7
新宿区	226	3,899	87.6	91.7	3,050	53,653	100.5	100.6
文京区	101	1,293	85.6	80.4	1,393	20,449	110.8	105.2
台東区	305	3,605	110.1	105.7	4,050	48,727	107.1	103.7
墨田区	141	1,550	107.6	93.3	2,389	27,409	106.2	89.9
江東区	139	1,580	128.7	103.1	2,081	26,773	107.1	104.7
品川区	175	1,850	115.1	85.3	2,334	26,682	115.1	100.6
目黒区	89	1,265	76.1	76.4	1,347	16,654	101.7	96.5
大田区	264	2,945	115.8	85.8	3,395	42,594	109.4	103.6
世田谷区	245	2,972	141.6	119.9	2,933	34,536	111.1	107.2
渋谷区	313	4,983	120.4	113.4	3,611	67,180	107.0	104.5
中野区	109	1,222	167.7	168.3	1,123	14,427	108.1	102.5
杉並区	127	1,550	130.9	108.6	1,442	18,918	110.1	111.5
豊島区	141	1,827	127.0	108.2	2,085	26,624	109.1	103.6
北区	92	1,046	110.8	143.2	1,240	11,960	100.2	96.7
荒川区	93	1,087	100.0	85.6	1,370	14,173	103.9	99.6
板橋区	135	1,734	109.8	106.1	1,851	22,375	104.0	100.1
練馬区	164	1,815	141.4	167.0	2,181	21,925	110.6	112.9
足立区	228	2,165	107.0	87.0	3,255	33,507	105.3	97.5
葛飾区	155	1,630	109.2	113.8	2,225	24,808	115.0	113.8
江戸川区	217	2,004	102.8	102.8	3,536	36,916	108.3	99.5
市町村・島嶼	907	9,954	126.0	132.6	12,572	134,705	115.4	117.0
合計	5,159	66,752	113.9	105.9	69,813	921,534	108.0	102.7

【代位弁済】 (金額単位:百万円)

	当月中				当年度累計			
	件数	金額	前年同月比(%)		件数	金額	前年同期比(%)	
			件数	金額			件数	金額
	19	139	211.1	55.5	289	2,612	131.4	103.1
	25	251	113.6	94.0	281	3,005	97.6	89.7
	21	314	84.0	110.8	284	2,856	90.2	84.1
	14	208	58.3	71.2	244	2,383	115.1	97.3
	9	57	450.0	1,708.6	75	738	101.4	111.5
	20	226	87.0	104.4	236	2,209	104.9	108.4
	7	39	53.8	20.6	150	1,777	118.1	149.3
	33	492	300.0	430.3	140	1,440	118.6	107.6
	12	116	240.0	169.3	164	1,941	159.2	177.6
	9	50	450.0	668.7	54	335	81.8	55.2
	31	401	206.7	315.6	194	1,992	113.5	127.6
	25	179	192.3	141.2	142	1,699	95.3	146.3
	19	113	70.4	45.2	319	4,041	125.1	126.2
	9	143	100.0	752.8	90	894	123.3	146.1
	20	166	400.0	312.2	94	792	127.0	107.1
	15	97	62.5	31.0	123	1,265	67.6	63.6
	2	58	15.4	40.3	56	403	81.2	65.3
	7	92	140.0	255.8	64	577	100.0	124.0
	5	139	71.4	278.5	91	906	79.1	69.9
	15	71	300.0	255.8	106	923	119.1	125.6
	20	194	133.3	333.4	153	1,212	95.6	77.3
	10	92	90.9	212.2	109	982	95.6	89.3
	10	32	62.5	18.4	170	1,667	92.4	85.1
	81	792	202.5	265.6	591	4,791	119.9	132.5
	438	4,463	128.4	130.5	4,219	41,442	107.1	105.5

# 保証申込・ご相談窓口のご案内

お客様の利便性を考慮し、担当地域制をとっています。法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口へお越しください。また都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

## 八重洲支店

担当地域：  
千代田区・中央区・港区・島嶼  
〒104-8470  
中央区八重洲2-6-17  
東京信用保証協会  
本店2階  
TEL 03 (3272) 3151  
FAX 03 (3272) 3155

## 新宿支店

担当地域：  
新宿区・中野区・杉並区  
〒160-0023  
新宿区西新宿6-3-1  
新宿アイランド・ウィング  
ビル3階  
TEL 03 (3344) 2251  
FAX 03 (3344) 2390

## 上野支店

担当地域：  
台東区・文京区・北区  
〒111-0041  
台東区元浅草2-6-7  
マタイビル5階  
TEL 03 (3847) 3171  
FAX 03 (3847) 3191

## 池袋支店

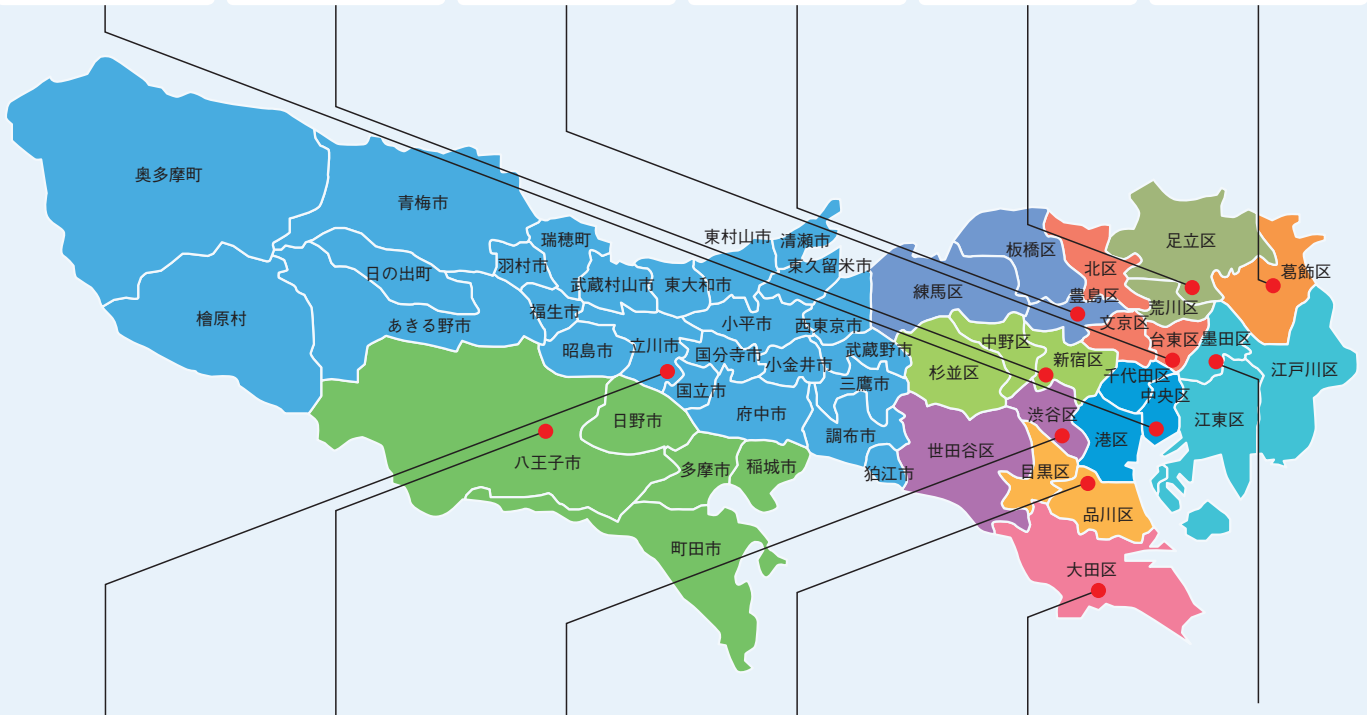
担当地域：  
豊島区・板橋区・練馬区  
〒170-0013  
豊島区東池袋1-24-1  
ニッセイ池袋ビル8階  
TEL 03 (3987) 5445  
FAX 03 (3987) 7523

## 千住支店

担当地域：  
足立区・荒川区  
〒120-0036  
足立区千住仲町40-10  
住友生命北千住ビル2階  
TEL 03 (3888) 7231  
FAX 03 (3888) 7293

## 葛飾支店

担当地域：  
葛飾区  
〒125-0062  
葛飾区青戸7-2-5  
東京都城東地域  
中小企業振興センター3階  
TEL 03 (5680) 0801  
FAX 03 (5680) 0807



## 立川支店

担当地域：  
八王子支店担当地域  
以外の多摩地区  
〒190-0012  
立川市曙町2-37-7  
コアシティ立川ビル5階  
TEL 042 (525) 6621  
FAX 042 (525) 8712

## 八王子支店

担当地域：  
八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市  
〒192-0046  
八王子市明神町3-20-6  
八王子ファーストスクエア  
ビル3階  
TEL 042 (646) 2511  
FAX 042 (646) 1970

## 渋谷支店

担当地域：  
渋谷区・世田谷区  
〒150-0002  
渋谷区渋谷3-28-13  
渋谷新南口ビル5階  
TEL 03 (5468) 0135  
FAX 03 (5468) 1037

## 五反田支店

担当地域：  
品川区・目黒区  
〒141-0022  
品川区東五反田2-10-2  
東五反田スクエアビル4階  
TEL 03 (5447) 8250  
FAX 03 (3443) 1130

## 大田支店

担当地域：  
大田区  
〒144-0035  
大田区南蒲田1-20-20  
東京都城南地域  
中小企業振興センター3階  
TEL 03 (5710) 3610  
FAX 03 (5710) 3091

## 錦糸町支店

担当地域：  
墨田区・江東区・江戸川区  
〒130-0013  
墨田区錦糸1-2-1  
アルカセントラルビル4階  
TEL 03 (5608) 2011  
FAX 03 (5608) 2320

※お電話の際はおかけ間違いのないようご注意ください。

### 事業承継について

・事業承継について相談したい  
事業承継サポートデスク  
TEL 03 (3272) 3004

### 海外展開について

・海外展開について相談したい  
海外展開サポートデスク  
TEL 03 (3272) 3009

### 社債保証について

・特定社債保証制度の申込手続  
について知りたい  
経営支援課 (本店3階)  
TEL 03 (3272) 3084

### 信用保証料について

・信用保証料の計算方法、送金  
手続、返戻等について知りたい  
経理課 (本店7階)  
TEL 03 (3272) 3003

### 条件変更手続について

期間延長・返済方法の変更  
(他の条件変更や事故報告を伴うものを除く)

### 創業保証の申込・ご相談

・創業に関する保証申込や相談  
をしたい  
各支店保証課  
創業支援の窓口として各支店内  
に「創業アシストプラザ」を設置  
しています。

### 貸付実行・償還・完済報告について

・貸付実行・報告手続について  
知りたい  
・償還・完済報告について知り  
たい  
信用保険課 (本店5階)  
TEL 03 (3272) 2274

### 延滞、その他事故が発生したとき

・事故報告の手続について知り  
たい  
管理統括課 (本店4階)  
TEL 03 (3272) 2259

### 代位弁済について

・債権保全に関することなど、  
事前協議をしたい  
・代位弁済請求の手続について  
知りたい  
・債権書類の引渡し等について  
知りたい  
代位弁済課 (本店4階)  
TEL 03 (3272) 2272

各支店保証課等  
※名称・住所変更など各種報告についてもこちらへお願い  
します。

連帯保証人の追加・解除、保証条件担保の変更など  
上記以外の条件変更

管理統括課 (本店4階)  
TEL 03 (3272) 2273

東京信用保証協会

検索

<https://www.cgk-tokyo.or.jp/>

